

## 第 8 章 共同住宅

### 8. 1

#### 共同住宅の定義

「共同住宅」とは受水槽を設置して給水を受ける住宅で、世帯単位で独立して生計を営み、専ら住居として使用するものとする。ただし、事務所、店舗、寄宿舍、寮等と併用しているものを除く。

### 8. 2

#### 共同住宅のメーター設置方式

共同住宅のメーター設置方式は次の 2 種とする。

#### 8. 2. 1

##### 全戸を対象とした局メーター1個を設置する方式

この場合の料金徴収方法は、次の 2 とおりとする。

- (1) 設置した局メーターを検針し、当該共同住宅の総使用水量をメーター口径区分により算出した料金を徴収する。
- (2) 設置した局メーターを検針し、当該共同住宅の総使用水量をその使用戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸ごとの基礎水量を一般用メーター口径 20 ミリメートルの規定を適用して算出した額の合計額を徴収する。(以下「共同住宅適用料金」という。)
- (3) 住居以外で共同住宅適用料金の対象とする施設は表 8-1 とする。

表 8-1

共同住宅適用料金の対象とする施設	
居住者が共用で使用するもの	居住者のためのもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・集会場</li><li>・各階散水栓</li><li>・トレーニングルーム</li><li>・ラウンジ</li><li>・共用トイレ</li><li>・談話室</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理人室</li><li>※管理会社の事務所を兼ねないもの</li><li>・ゲストルーム</li><li>・消火補給水</li></ul>

## 8. 2. 2

各戸に局メーターを  
設置する方式

この場合の料金徴収方法は、各戸ごとに設置した局メーターを  
検針し、その口径により算出した料金を徴収する。

(以下「各戸メーター方式」という。)

## 8. 3

各戸メーター方式の  
要件

各戸メーター方式の給水設備は、受水槽及び高架水槽（蓄圧  
タンク含む）を設けて給水することを原則とする。ただし、次  
の条件を備えればポンプ圧送により受水槽以降を給水すること  
ができる。

### 8. 3. 1

停電対策

停電時でも最小限の給水を確保するために、次に定める措置  
をした予備電源又は専用の非常用直結給水栓を設けなければな  
らない。

(1) 予備電源を設ける場合

- ①機器の始動及び停止は自動又は手動により適切に作動す  
ること。
- ②吐出量は、最大流量時の50%以上を確保できるものと  
すること。
- ③予備電源等の持続時間は2時間以上とすること。

(2) 非常用直結給水栓を設ける場合

屋外に立水栓を設置すること。

(3) 共有の立ち上がり管には、適切な位置に仕切弁、空気弁  
を設置すること。

### 8. 3. 2

最小・最大動水圧

通常時における給水栓の最小動水圧は0.1MPa以上とし、  
最大動水圧は0.75MPa以下とする。

尚、下階においては維持管理に支障のない減圧対策を講じ  
ること。

### 8. 3. 3

振動・騒音対策

ポンプの運転による振動・騒音を緩和するため適切な対策  
を講じるものとする。

8. 3. 4

メーターの口径

各戸メーター方式のメーター口径は原則として 20 ミリメートル以上とする。

ただし、給水栓等が少なく給水管及びメーターの口径が 13 ミリメートルで水理計算が成り立つ場合はこの限りでない。

8. 3. 5

調査メーター  
ボックス及び保護室

受水槽上流側のメーター設置場所に準ずる場所に、共同住宅全戸数を給水し得る口径のメーター（調査メーター）を設置できるボックス又は保護室を設置すること。